

令和 5 年

第 2 回忠岡町教育委員会臨時会議案書

開 議 日 令和 5 年 1 0 月 3 日

令和5年 第2回教育委員会臨時会提出案件

提出者	議案番号	事 件 名
教育長	議案 第29号	忠岡町青少年センター条例の廃止について
教育長	議案 第30号	忠岡町青少年センター条例施行規則の廃止について
教育長	議案 第31号	忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事の請負契約締結について
教育長	議案 第32号	忠岡町民運動場建築及び解体工事の請負契約締結について

議案第29号

忠岡町青少年センター条例の廃止について

本町教育委員会は、忠岡町青少年センター条例の廃止について、本委員会の議決を求める。

令和5年10月3日提出

忠岡町教育委員会

教育長 富本正昭

忠岡町条例第 号

忠岡町青少年センター条例を廃止する条例

忠岡町青少年センター条例（昭和41年忠岡町条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

忠岡町青少年センター条例施行規則の廃止について

本町教育委員会は、忠岡町青少年センター条例施行規則の廃止について、本委員会の議決を求める。

令和5年10月3日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

忠岡町教育委員会規則第11号

忠岡町青少年センター条例施行規則を廃止する規則

忠岡町青少年センター条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第31号

忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事の 請負契約締結について

本町教育委員会は、忠岡町民運動場グラウンド及び
周辺整備工事の請負契約締結について、本委員会の議
決を求める。

令和5年10月3日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

請負契約締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 忠岡町民運動場グラウンド及び周辺整備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 131,065,000 円
- 4 契約の相手方 大阪府摂津市昭和園 9 番 13 号
岸本建設株式会社
代表取締役社長 谷口 賢治

令和 5 年 10 月 5 日提出

忠岡町長 杉原健士

議案第32号

忠岡町民運動場建築及び解体工事の
請負契約締結について

本町教育委員会は、忠岡町民運動場建築及び解体工事の請負契約締結について、本委員会の議決を求める。

令和5年10月3日提出
忠岡町教育委員会
教育長 富本正昭

請負契約締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 忠岡町民運動場建築及び解体工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 78,540,000 円
- 4 契約の相手方 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北 2 丁目 1 2 番 59 号
松井建設株式会社
代表取締役 烏野 孝博

令和 5 年 10 月 5 日提出

忠岡町長 杉原 健士